

文書指導（改善報告を要する事項）に関する事項

事業所名	湘南グリーン介護老人保健施設
対象事業	指定介護老人保健施設

番号	指導内容	参考基準等（ある場合）
1	<p>○ 非常災害対策について</p> <p>介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないとされています。</p> <p>しかしながら、貴施設においては、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施していませんでした。</p> <p>つきましては、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施してください。</p>	<p>○ 介護老人保健施設の人員等に関する基準を定める条例（平成30年横須賀市条例第35号）第2条においてその例によることとされる介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準省令」という。）第28条</p>
2	<p>○ 所定疾患施設療養費について</p> <p>当該加算の算定に当たっては、所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表することとされています。</p> <p>しかしながら、貴施設においては、実施状況を公表しているものの、算定回数だけの公表となっていました。</p> <p>つきましては、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表してください。</p>	<p>○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号。以下「厚告第21号」という。）別表2レ</p> <p>○ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第92号</p>